iDeCo（個人型確定拠出年金）の届書様式へのご記入に当たっての留意事項について

2020 年 12 月
国民年金基金連合会
確定拠出年金部

iDeCo へ加入を検討されている又は iDeCo に加入されている皆さまへ

「個人型年金加入申出書」や「加入者等氏名・住所変更届」などの iDeCo の手続では、金融機関届出印を押印する箇所などの一部を除き、本人印の押印は不要になりましたので、届書様式に㊞があっても押印不要です。

ただし、以下の場合には引き続き押印が必要です。

- 加入手続（掛金の拠出）時における、「預金口座振替依頼書」の金融機関届出印
- 老齢給付金等の請求手続における押印（実印）

押印不要に伴い、運営管理機関へ各種届書提出の際には、身元確認書類の写し（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード＜注：個人番号の記載のない面＞等）の提出が必要となります（自署の場合には身元確認書類の写しの提出は不要です）。

※ 届書に押印をしたもので、身元確認書類の提示をしていないものも、令和 3 年 6 月末までの間は受付可とします。

【 押印が不要となる例 】

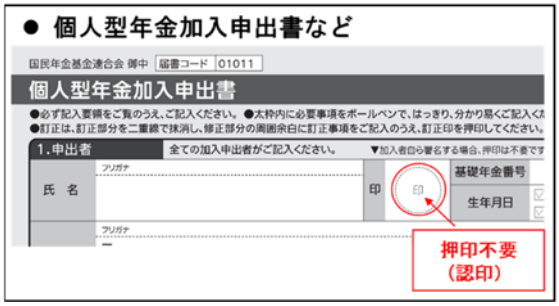

【 引き続き押印が必要となる例 】

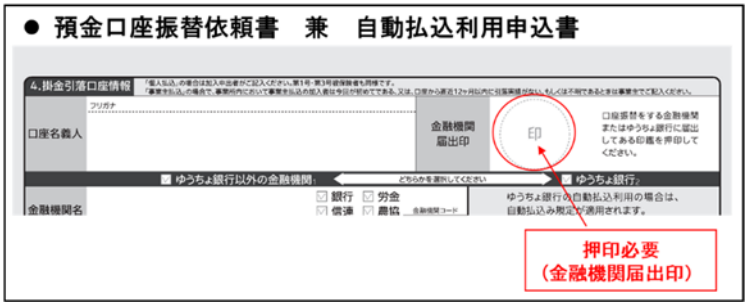

企業や官公署にお勤め(第 2 号被保険者)の皆さまへ

「個人型年金加入申出書」に添付する「事業主証明書」への事業主印の押印は不要になりましたが、「事業主証明書」は、事業主に記載してもらう必要があります。

~~「事業主証明書」を事業主に依頼する際に、別紙の「iDeCo 事業主証明書へのご記入に当たっての留意事項について」を事業主にお渡しください。~~

なお、お勤め先への照会等により、「事業主証明欄」を無断で作成・改変したと認められた場合、加入（変更）手続きが取り消されることがあります。

自営業者などの国民年金第 1 号被保険者の皆さまへ

「個人型年金加入申出書」について、自営業者などの国民年金第 1 号被保険者の方が以下の項目に該当する場合であっても、☑や「年金証書の記号番号」の記載は不要になります。また、以下の項目の証明書も添付は不要です。
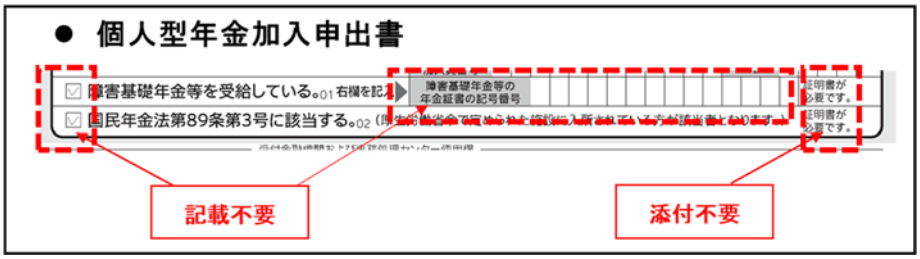
☐ 障害基礎年金等を受給している。
☐ 国民年金法第 89 条第 1 項第 3 号に該当する。